

回 覧

令和5年6月吉日

町内会各位

町田市立小山小学校 P.T.A.本部

「子ども110番の家」看板設置ご協力のお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より、地域の皆様方には小山小学校PTA活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、小山小学校PTAでは地域の皆様方のご協力を頂きながら「子ども110番の家」の設置を進めております。「子ども110番の家」の看板は、町田市から提供を受けて市内全域で設置しております。小山地区においても1枚でも多くの看板が設置され、子ども達が安心して登下校し、暮らすことができる町を、家庭と学校と地域全体で作っていきたいと思います。

つきましては、右の「子ども110番の家」看板設置趣旨をご理解いただき、設置にご協力下さいますようお願い申し上げます。設置していただける場合は、下記の連絡先までお電話をお願いいたします。申込締切日は9月2日(月)とさせていただきます。

なお、看板の劣化などのために新しい看板を希望される方や諸事情により看板設置を廃止される方も、ご連絡をお願いいたします。その際、古い看板は各ご家庭で処分をお願いいたします。

<連絡先>

町田市立小山小学校
副校長 大友 理恵子
住 所：町田市小山町944番地
電 話：042-797-2733
締切日：9月4日(月)

「子ども110番の家」看板設置趣旨

- 1) 名 称 「子ども110番の家」
- 2) 定 義 子どもたちの学区内における非常時の一時的な避難所
- 3) 目 的 道路や公園その他屋外で、子どもが暴力行為・性犯罪・誘拐などの危険を感じた際の一時的避難所を設置することで、子どもたちの保護・安全を確保し被害から守る。
また、これによる犯罪抑止・防犯意識の向上を高める。
- 4) 役 割
 - ・ 統一の表示看板を掲示する。
 - ・ 避難してきた子どもの保護を第一優先とする。
 - ・ 必要に応じて警察・家庭・学校へ連絡する。
 - ・ 知りえたプライバシーの保護に配慮する。※なお、一時保護した子どもが負傷していた場合でも、その責任を問われることはありません。また、犯人逮捕への協力は役割に含まれません。
- 5) 条 件 小山小学区内で、日中留守になることが比較的少なく、上記の「役割」遂行が可能な家庭、または商店・事業所などでPTA会員宅とは限らない。
- 6) 要 綱 「子ども110番の家」設置要綱に基づき遂行される。

以上